

## 第6回半田市議会定例会文教厚生委員会委員長報告書

当文教厚生委員会に付託された案件については、12月16日、午前9時30分から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第72号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

保育士等処遇改善臨時特例事業について、民間保育所における保育士の確保が主な目的ということだが、この事業でどのように改善されるのか。とに  
対し、

本補正予算が議決されると、各民間保育所が具体的に処遇改善計画を作成  
します。実施方法は各民間保育所に委ねておりますが、例えばベースアップ  
や、一時金方式などによる処遇改善が想定されます。処遇改善内容についま  
しては、計画の確認も含めて、補助金が適正に執行されるよう、チェックし  
ていく予定です。とのこと。

生活保護扶助事業について、医療扶助費が増えた要因は。とに對し、

がん等で入院し、終末医療を受ける人が増えたため、金額が増加しました。  
また、昨年と比較しても高額な医療を必要とする入院患者数が増えたため  
です。とのこと。

子ども・子育て支援新制度電子システム構築業務委託について、債務負担  
行為補正をしてまで、今年度中に契約を締結しなければいけない理由は何か。  
とに對し、

現在示されている県補助事業の要綱に基づき、補助金を受けるためには、  
今年度中にシステム構築に着手することが条件となっているため、債務負担  
行為という手法を用いて、予算措置を行い、今年度中に契約を締結するた  
めです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成委員全員をもって、  
原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第76号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略

し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第83号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

社会教育委員の選任条件に、半田市教育委員会が適当と認める者があるが、この表現では対象がわかりにくいと、具体的な条件にしなかったのは何故か。とに対し、

社会教育委員を一般公募する必要性を感じており、この条文を入れることで、社会教育に関心のある一般の方もより広く委員をお願いすることができるようになるためです。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第85号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

助成額を全額とはせず、自己負担分の3分の2としたのは何故か。とに対し、

平成24年10月から実施している精神障がい者に対する助成についても、一部負担をお願いする形で医療費の助成拡大をしましたので、今回も一部負担をお願いすることにしました。また、医療費が増大する中で、持続可能な制度とするために、3分2を助成することとしました。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、請願第2号については、委員からの意見として、反対の立場から、一部賛同できるものの、国の方針が決まってない段階では、時期尚早である。との意見。賛成の立場から、国の方針が決まる前だからこそ、本請願の意見書は意味がある。との意見が出されました。

その後討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成少数を持って、不採択とすることに決定しました。

また、12月19日、午前10時00分から全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第90号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

土壌改良の方法で、杭を用い、水を汲み上げるウェルポイント工法というものが湧水対策として行われるという話を聞いたが、そういったものと比較はしなかったのか。とに対し、

ウェルポイント工法は地下水を汲み上げることはできますが、池のように広範囲に及ぶものや、住宅街などでは地盤沈下の可能性もありますので、比較検討していません。とのこと。

セメント安定処理工法を用いて行うということだが、他の工法との金額差はどの程度か。とに対し、

今回用いるセメント安定処理工法では、1立米あたり4,500円程度です。石灰セメント複合材で行うと、1立米あたり7,000円程になり、他の工法と比較しても金額的に安価に行うことが出来るので、選択しました。とのこと。

地盤改良工事で4,200万円必要ということだが、この金額はどのようにして出されたのか。また、設計変更について、国のガイドラインで定められているのか。とに対し、

工事費は、国や県が示した設計用の歩掛かりを用いて積算しており、材料等の資材単価は、建設物価を用いています。また、設計変更をする場合には、国が定めたガイドラインに基づき実施しています。今回の場合、ガイドラインの工事請負契約書、第18条、土質や地下水位が現状と一致しないという項目に該当しています。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。